

白山市監査公表第13号

地方自治法第199条第4項の規定により実施した定例監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成26年12月26日

白山市監査委員 北田 幸光

白山市監査委員 西川 寿夫

- 1 監査の期日 平成26年12月25日（木）
- 2 監査の場所 市民交流センター4階 研修室
- 3 監査の対象 健康増進課、鶴来保健センター、白山ろく振興課、観光課、ジオパーク推進室及び保険年金課の所管に係る平成26年4月1日から同年10月31日までの財務に関する事務執行。
- 4 監査の方法 財務に関する事務が法令等に従って適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。また、監査にあたっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、抽出により諸帳簿等の関係書類等について調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。
- 5 監査の結果 監査対象課の財務に関する事務の執行は、監査した範囲においてはおおむね適正に執行されていると認められた。